

「簡易共同研究」について

令和 7年 3月 27日
茶業研究所長決裁

1 趣 旨

茶業研究所(以下「茶研」という。)では、共同研究や委託研究に至らないものの、大学その他の研究機関と協力して簡易な研究に取り組むことがある。

そこで、パイロット研究等、委託研究やその他の研究計画に該当しない簡易な共同研究を「簡易共同研究(以下「共同研究」という。)」と位置付け、その手続を定めるものである。

なお、共同研究の定義は、以下のすべてを満たすものとする。

- ① 茶研のノウハウ、ほ場、施設若しくは生産物等の実験材料を提供するもの
- ② 大学その他の研究機関等が申請し、当該申請者が主体的に取り組むもの

2 申請手続

- (1) 申請者は、別紙様式による簡易共同研究申請書(以下「申請書」という。)を提出する。
- (2) 所長は、申請書を受理してから1か月以内に3により審査し、その結果を申請者に通知する。
- (3) 申請者は、共同研究終了後、速やかにその成果品を所長に提出若しくは埼玉茶研共同研究機関報告会で発表する。

3 審 査

所長は、2(1)の申請内容について、①研究テーマの妥当性、②本県農林業にとっての有益性、③ノウハウ等提供の合理性、④実施場所・期間などの実施条件の妥当性を総合的に検討し、共同研究の適否及び実施条件などを決定する。

4 その他

- (1) 所長は、共同研究終了後、その評価を行い、必要に応じて委託試験や研究協定に基づく共同研究に発展させるなど、試験研究計画に反映させるよう努める。
- (2) 所長は、共同研究年度の終了後、所内会議においてその概要を報告する。

以 上